



Title	諷誦文考補
Author(s)	後藤, 昭雄
Citation	詞林. 2005, 37, p. 1-9
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67530
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

諷誦文考補

後藤 昭雄

一

私は以前に「諷誦文考」（『講座平安文学論研究』第九輯、風間書房、一九九三年。以下、前稿という）を草して、諷誦文の性格はどう規定できるかを考えた。これは先立って公にされた

今成元昭氏の「諷誦文」生成考」（『国文学研究』一〇二号、

一九九〇年）によって提示された論を承けてのものであった。

今成氏の、従来の諸説を検討したうえで示された定義は、

「諷誦文」は、布施物を献じて僧に諷誦を請う文書で

あつて「請諷誦文」ともいう。

というものであった。なお、ここでの諷誦とは經典等の読誦の意である。これに對して、私が実際の諷誦文の読解を通して得た結論は、

諷誦文は、仏、僧に向かって布施を受納するよう請うといふのが本來的な性格であるが、また諷誦（布施、誦經を含む全体としての行為）を行う趣旨、あるいは祈願の意を述べるものである。

である。ただし、中心は前段にある。

この二つの論文が出た後、諷誦文とは何かを論じたもの、あるいはこれに言及した論がいくつか書かれたが、私見への批判もあり、前稿を補つておきたい。

二

前稿以後の論を取り上げる前に、看過していた、私見にとって大きな意味を持つ文章について述べておかなければならぬ。

諷誦文は文体として類型を持っている。その最も顯著なものは、本文の前に三行に亘って、「敬白／請諷誦事／三宝衆僧御布施云々」という定型句（以下、事書という）を有することであるが、ここに見える「諷誦」は読誦の意ではなく、布施の意であるというのが、前稿の主張の一つであり、これに基づいて、前掲の私見を得たのであるが、「諷誦」についてのこのような理解はすでに提出されていたことであつた。そのことが述べられているのは田口和夫「諷誦文のこと」

〔観世〕四八巻一二号、一九八一年)である。前稿に述べたが、謔曲「自然居士」に謔誦文を読み上げる場面があるので、これに関連して書かれたものと推量される。見開き一頁の短文であるが、嘉曆四年(一三二九)一月二十六日の日付を持つ謔誦文を読解したものである。翻字、読み下し文、大意が示され、若干の説明が加えられている。この謔誦文も前述の定型句が最初にあるが、その「請謔誦事」を田口氏は「謔誦物を請けること」と解釈している。「謔誦物」とあるから、謔誦の意ではなく、「物」つまり布施である。私見に先行してこうした解釈がなされていた。ただし「請」を「請けること」と解釈するが、これは、さらに言えども、全体の文脈の中ではどういう意味になるのか、私にはよく理解できない。なお、田口氏は謔誦文を次のように説明している。

みずから親しかった死者の極楽往生を願って施物をささげ、その趣旨を述べた文章のことである。

以下、前稿以後の論を見ていく。

まず謔誦＝謔誦説に立つもの。

小峯和明「和歌と唱導の言説をめぐって」(『国文学研究資料館紀要』21号、一九九五年)に、今成論文と前稿の結論(前引)を示して、「機能的には謔誦を請う今成説も捨てがたいものがあり」という。しかし、これだけの言及で、その理由などは述べられていない。

岡野浩一「誦経(謔誦)からみた天皇と仏教」(史聚会編

『奈良平安時代史の諸相』、高科書店、一九九七年)は、謔誦文は「願主が布施を送って僧に謔誦を依頼する文書」という理解に立って論じているが、「付記」で今成論文と前稿に言及して、「願主が布施を送って僧に謔誦(誦経)を依頼するなかで謔誦文が生まれ、やがて謔誦と直接関係しない布施物の施入にも謔誦文が用いられるようになったのではないか」と、謔誦とは誦経であるとする立場を改めて述べている。

奥田勲氏の論があるが、これは本稿の最後に取り上げる。謔誦＝布施説に立つもの。

大石有克「謔誦文小考—中世詩学書の視座から—」(『比較文學論叢』(熊本大学文学部比較文学研究室)創刊号、一九九八年)。題目からも明らかのように、謔誦文とは何かを論じることを主題とした論文である。謔誦とは布施の意味であると解する基本的なところでは私見と同じであるが、当然ながら、違いもある。そのことに触れておこう。

謔誦文は次のように定義されている。

謔誦文とは事書の「請謔誦事」を踏まえ、三宝に布施物を喜捨する旨を述べるものである(傍線、引用者)。私は傍線部を「受納するよう請う」と解釈したので、この点は相違する。これに関連して、私は事書を「謔誦を請けむ事」と訓んだが、大石氏は「謔誦を請むる事」と訓む。大石論文は副題にいうように中世の詩学書の記述を援用して論を展開する。右の定義の根拠となっているのは『王沢抄注』と

松平文庫本『作文大体』付載「物書次第」であるが、前者に「諷誦トハ布施物ヲ三宝供ル文也」、後者に「諷誦ハ仏布施裏物ヲ道師請取状也」とある。前者は大石論の論拠となりうるものであるが、後者はむしろ私見を支持するものではなかろうか。大石氏もこれを「ここに「諷誦」も前と同じく諷誦文の意味であろうが、仏に布施物を献じ、導師（僧侶）にもそれを受納するよう願う文章であるとしている」と解する。

論及しておくべきもう一つは、僧に誦経を請う文章として指摘された「請僧書」のことである。大石氏は諷誦文は僧に誦経を請う文章ではないとする立場から、そうした用途の文書は別にあるとして、『朝野群載』『卷教集』に収載される「請僧書」がそれであるという。用例として次の文章を挙げる。

中宮職

嘱請李寛大徳

右、明日一日薬師御誦経。辰刻以前可_レ参仕之状、嘱請如件。

康和元年十月四日 権大進藤原朝臣

従来の議論のなかで、視野に入っていた文章であり、貴重な指摘であるが、大石氏のいうように考えていいのか、疑問がないわけではない。この文章は御誦経への参仕を僧李寛に請うものであるが、御誦経という行事への参加の依頼と經典の誦誦という行為についての依頼とでは、やはり違うの

ではないかと私は思われる。御誦経であるから、求められているのは經典の誦誦には違いないのであるが、『朝野群載』所収の他の例を見ると、次のような文章もある。

内藏寮

嘱請某大徳

右、始_レ從_レ今月廿日内裏御仏名導師、嘱請如件。

天延二年十二月十八日 右中弁兼頭藤原朝臣佐理

これは内裏で行われる御仏名の導師としての参仕を請うものである。このようない他の例も考えてみると、「請僧書」は僧に対して何らかの行事への参加、あるいは任務の遂行を依頼するものであって、誦経に限定されたものではないだろう。

三

以下、補足である。

まず前稿で資料として取り上げた文章について述べておきたい。

一つは「清慎公の先帝の奉為に諷誦を修する文」（『本朝文粹』卷十四）である。作者は菅原文時。本文は訓説してあげる。

敬ひて白す

諷誦を請けむ事
三宝衆僧の御布施

螺鈿の箏一張、和琴一張、^{〔已上おののおの木蘭地の錦の〕}袋に納る。

横笛一管、高麗笛一管。^{〔已上おののおの唐錦の袋に納る〕}

金銀蒔繪の匣一合、^{〔花足の机并びに下机〕}

信濃布三百端。

右、六七の聖忌、光陰正に盈り。心憂を陳べんと欲す

れば、声涙溺を被る。唯願はくは諸仏懸念諦聽したまへ。昔者延長の明主、彈箏の趣を賜示したまひ、弟子彼の徳

音を承けて、先皇に伝奏せり。曲更に雲霄の上に帰し、

器なほ塵巷の間に留まる。又一竜笛有り。^{蓋し前代の名}

物なり。彼の竹と糸と、天子に献せんとし、花を添へ美を加へ、暗かに日辰を経たり。玉洞の駕晏く出で、瑤池の蹕長く遷りて自り、玄宮に供せんと欲すれば、顧命疑ふらくは霸陵の風に在りしかと。将に黄閣に安んぜんとす、素意誠に是れ咸池の浪なり。「豈敢へて人寰の覩と為さんや。須らく以て仏界の資と作すべし。且つ夫れ、^b管は通ひに吹くべし、故に異方の声厭ふことなし。絃は

独り撫せず、故に流俗の調相俱にす。同じく蜀越の輕財を混じ、惣て梵唄の仮砌に捨す。前日の懇念、今日と已に違ふと雖も、而も君に奉る深誠、以て仏に奉りて達せんと欲す。然れば則ち、諷誦の功德、遊魂を飾り奉る。」瑩鏡旧徳の光を移し、覺月新果の彩を円かにす。衆生法

界、利益無邊ならん。弟子、昔報國の残日を憶ふが為に、景の暮れて齡の傾くを愴めり。弟子、今早世の聖朝を恋ひ奉りて、命の薄くして祚の長きを懸づ。只泣きて宝寿を増す至心を廻らして、以て苦に正覺を成す弘願を發するのみ。敬ひて白す。

康保四年七月七日

從一位行左大臣藤原朝臣実

頼敬ひて白す

これは康保四年（九六七）七月七日の村上天皇の六週忌に際して、左大臣の藤原実頼が諷誦を行う趣旨を述べた文章である。要旨は次のようにある。

実頼はかつて醍醐天皇から箏の弾奏の伝授を受け、これを村上天皇に伝えたことがあった。この伝授には楽器も付隨していたが、箏は実頼の手許に置かれたままになっていた。彼は竜笛の名器も所蔵していた。そこで、その箏と竜笛とを村上天皇に献上しようと思いつながら日を過ごすうちに、天皇が亡くなってしまった。天皇の死によつて献上の機会を失つたが、そのまま手許に置いておくこともできないので、忌日に当たり、仏前に喜捨することとした。

前稿では、この諷誦文には事書に布施が具体的に明記され、それが本文の記述と照応している、そういう文章の例として取り上げた。第一節に述べたように、諷誦文は独特的の類型として本文に先立つて事書を持っているが、この諷誦文では、加えて「三宝衆僧への御布施」が「螺鈿の箏一張、和琴一

張（A）、「横笛一管、高麗笛一管」（B）、「金銀時絵の匣一合、信濃布三〔百端〕」（C）と具体的に列挙されている。そして、そのそれぞれは本文では傍線部b・a・cのように書かれている。

前稿ではこのことを述べたが、肝心のことを言い落としていた。傍点を付した「諷誦」の意味するところを考えるべきであった。

そのことを述べるために、先の書き下し文で「」で括った部分を口語訳によつて示す。

これを人間の世界での詫び物とすることなど到底できなことであり、是非とも仏の世界の物としていただきたいと思います。また、笛は互に吹き合うものですから、外国の音楽も排除することはできません。箏は一人では弾きません。世俗の曲調と合わせて演奏いたします（このようなことで、高麗笛と和琴とを添えます）。さらに信濃と越前の産であるささやかな品物をも合わせて、これらすべてを経文の読誦が行なわれるこの場に喜捨いたします。私の以前の念願は今日のこの行いとは相違していませんが、帝に差しあげたいという心からの思いは、仏に差しあげることによって果したいと思います。このようにして、この布施の功德によつて、中有にある帝の魂が悟りの世界に入ることをお助けいたします。

実頼が醍醐天皇から伝領した箏、これが最も大切な品であ

る。合わせて実頼が所持していた竜笛（横笛）、これを村上天皇に献上しようと思っていたが、天皇の死によつて不可能となつた。そこで、やむなく忌日の法要に当たつて、これを仏前に供えることで本意を遂げようというのである。布施に当たつては、箏には和琴を、竜笛には高麗笛を添えて、これを仏への、時絵の匣と信濃布（蜀越の輕財）とを僧への布施とするという。このように述べた文の後に「諷誦」の語がある。今日の仏前への喜捨は、果たせなかつた天皇への献上の代替行為である。「君に奉る」深い志を、代わりに「仏に奉る」ことで遂げたいという。これを「諷誦」というのであるから、これは「仏に奉る」こと、すなわち布施の意である。そうして、この諷誦は布施を行うことが、なお中止に止まつてゐる帝の魂が悟りの世界へ至る助けとなるはずだという。

このように、この文章では、「諷誦」という語は「梵唄の仮砌に捨す」こと、すなわち布施の意で使われてゐる。

次に取り上げたいのは菅原道眞の願文である。「勅を奉りて雜薬を三宝衆僧に供施する願文」（『菅家文草』卷十四）、寛平九年（八九七）三月の作である。

勅を奉りて雜薬を三宝衆僧に供施する願文
寛平九年三月二十三日

敕を奉りて雜薬を三宝衆僧に供施する願文

二月

紅雪小百斤僧施料

弟子、生は末世に在り、乃ち宿業なり。位は国王為り、乃ち勝因なり。是の故に、常に念へらく、得る所の珍材、

以用つて万民百姓に布施せんと。然れども志申び力屈し、言深く事浅し。唯願はくは、一二剤の上妙香を和合して、普く千万億苦の衆生に及ぼさんことを。今の捨する所、此の上分に在り。三宝衆僧、哀を垂れて聽許せよ。弟子

敬ひて白す。

この願文は、前稿では、先の藤原実頼の諷誦文との関連で論及した。一つは「三宝衆僧」の語が用いられていること、また、本文に先立つて仏への施料と僧への施料とが具体的に明記されていること、この二つの点で、願文ではあるが、先の諷誦文と類似していることを述べた。改めて内容に及んで考えてみよう。

寛平九年の作であるから、勅は宇多天皇の勅である。この文章は宇多天皇が紅雪という薬を「三宝衆僧」に供施する旨を述べたもので、したがつて本文冒頭の「弟子」とは宇多天皇である。表題に「三宝衆僧」とあるが、これが次行の注記の「仏」と「僧」である。紅雪を僧への、これを入れる仮銀台を仏への施物にするという。注目されるのは、諷誦文を特徴づける事書の「三宝衆僧御布施」とこの願文の表題の「三宝衆僧に供施する」との類似である。また「三宝衆僧」の語は本文の終わりにも描かれ、「三宝衆僧、哀を垂れて聽許せよ」と述べているが、何を聞き容れるのかといえば、三宝（仏）には仮銀台を、僧には紅雪を供施することである。つまり、この願文は物を供施して、その受納を三宝衆僧に祈願

する文章である。そうした内容の願文の、表題および注記が諷誦文の事書ときわめて類似していることは、諷誦文の性格、またその成立を考えていくうえで、重要な手がかりとなるものであろう。

四

新たな文章を資料として取り上げる。

一つは『朝野群載』卷二の「願文」に収載される一首である。作者は源順。

乳母弟子敬白

布施絹五匹

右、賤妾有一難忍。不白仏而誰白。左丞相之愛子、右金吾之正嫡、則是賤妾忝所奉乳養也。而去五月廿一日、珊瑚牀上、花容忽萎、翡翠簾中、玉顔永隔、妾失天失地、怨仏怨神。何留此老醜之身、令後彼恩德之主耶。爾來金吾殿下、猶有余悲。尊靈終焉之処、別安置五比丘。念佛誦經、不斷其声。四十九日全滿、今朝、僧各帰寺、妾將帰家。悲淚無置、落而幾積、忘景有限、默而何過。仍聊擎數匹之解文、亦表三帰之深志。昔企保阿之功、獨待我君成人之日、今尋靈山之跡、遙念我君成仏之時。所請如件。

天暦元年七月八日

乳母弟子敬ひて白す

布施 絹五匹

右、賤妾一つの忍び難きこと有り。仏に白さずして誰にか白さむ。左丞相の愛子、右金吾の正嫡は、則ち是れ賤妾が忝くも乳養し奉る所なり。而るに去る五月二十一日、

珊瑚牀上、花容忍ちに萎み、翡翠簾中、玉顔永く隔たる。妾、天を失ひ地を失ひ、仏を怨み神を怨む。何ぞ此の老醜の身を留めて、彼の恩徳の主に後れしむるや。爾來、金吾殿下、なほ悲しみ余り有り。尊靈終焉の処に、別に五比丘を安置す。念佛誦經、其の声断えず。四十九日全く満ちて、今朝、僧おのおの寺に帰り、妾将に家に帰らんとするに、悲涙置くこと無く、落ちて幾ばくか積りし。景を忘ること限り有り、黙して何ぞ過ぎん。仍て聊か数匹の解文を擎げて、亦三帰の深志を表さん。昔保阿の功を企て、独り我が君の成人の日を待ち、今靈山の跡を尋ねて、遙かに我が君の成仏の時を念ふ。請ふ所件の如し。

まず記述された事実から確認しておくと、天暦元年（九四七）七月の日付があるが、当時の「左丞相」、左大臣は藤原実頼である。またその「愛子」を「正嫡」としていた「右金吾」「金吾殿下」は源高明である。高明は、この頃、権中納言右衛門督であった。高明の妻は朱雀天皇の妃の慶子および村上天皇の妃の述子と姉妹であるが、二人とは違つてその名

は未詳である。彼女は、この文章が明記するが、五月二十一日に亡くなつた。そうして四十九日に当たる七月八日に法会が行われた。このことは『日本紀略』にも記事があり、極楽寺で行われたことを記している。

辛卯、於極楽寺、修右衛門督室家四十九日懺。

この文章は源高明妻に乳母として永年に亘つて仕えた女性が、亡くなつた主人の満中陰に際して草した願文であるが、その主旨は傍線部、「聊か数匹の解文を擎げて、亦三帰の深志を表さん」である。「三帰」とは仏法僧の三宝に帰依すること。三宝に帰依するというその深い意志を具体的に表す行為として「数匹の解文を擎げる」のであるが、「解文」が解しがたい。「げぶみ」などではここはない。この「数匹の解文」は本文の前に記された「布施 絹五匹」であるはずである。そのように理解して、こここの意味を考えると、絹五匹を布施として捧げて、仏法僧への帰依の意志を表すということになる。

もう一つ、この文章で注目したいのは、冒頭部分である。賤妾に一つの忍び難きこと有り。仏に白さずして誰にか白さむ。

すなわち、この文章は仏に向かつて訴えるものである。以上を要するに、この文章の要点は、布施を献じて、三宝への帰依の志を示すことを仏に申し述べることである。そうして、それはいうまでもなく「我が君の成仏の時を念

ふ」ゆえである。

この文章には表題あるいはこれに当たるようなものがない。
しかし、目録はこれを諷誦文とする。目録には、願文について
てこうある。

願文四首 〈北野廟。亡考諷誦。自筆法花。法事諷誦〉
四首目の「法事諷誦」がこの文章であるが、『朝野群載』
の目録の作成者（編者の三善為康であろう）は、この文章を諷
誦文と理解しているのである。参考として触れておくと、二

首目も「亡考諷誦」で、諷誦文とするが、これは『本朝文
粹』卷十四にも収載する「在原氏為亡息員外納言四十九日」

修諷誦文で、類型の事書がある。

上述のような内容の文章が『朝野群載』にあっては諷誦文
と捉えられている。

取り上げるべきもう一つの資料は『金剛寺文書』所収の諷
誦文である。金剛寺は大阪府河内長野市にある真言宗の名刹
であるが、古写経、聖教と併せて多くの古文書を収蔵する。
それらは早く『大日本古文書』家わけ文書の一冊として公刊
されている。これに収載されるものである。一九四「禅惠法
印七年忌諷誦文案」の表題が与えられている。「禅惠法印七
年忌諷誦」の端裏書があり、本文は次のとおりである。

敬白 請達噉物事

三宝衆僧御布施在之

奉 開眼供養 其仏像一軀率都婆

奉 書写駄都 妙法蓮花經開結心阿諸タラ等

奉 修勤光明護摩廿一座

右、瞻部夢中、□瀧露底、徒傷嗟於分段之哀憤、久勤勞
於報恩之懃重。凡計霜花之茲改、十三廻之影半已滿、思
薰修之漸積、七箇年之忌當今朝。仍雖為諸方計会之刻、
公私物念之節、忍万事、當於少務、抽懶誠、答於廣德。
加被冥道、納饗尊師。所請如右。敬白。

建徳元年十月十六日 門弟等敬白

右、瞻部の夢中、□瀧の露底、徒らに分段の哀憤を傷嗟
し、久しく報恩の懃重に勤労す。凡そ霜花の茲に改まる
を計るに、十三廻の影口に満つるに半ばし、薰修の漸く
積もるを思ふに、七箇年（の忌）に當たる。仍て諸方計
会の刻、公私物念の節為りと雖も、万事を忍びて、少務
を當み、懇誠を抽んで、廣徳に答へむ。被を冥道に加
へ、饗を尊師に納れむ。請ふ所右の如し。敬ひて白す。

建徳元年は一三七〇年。ここで問題としたいのは事書の書
き様であるので、内容の説明は省略するが、この文章の要点
は傍線部「被を冥道に加へ、饗を尊師に納れむ」にある。

その事書であるが、諷誦文としての定型である。ただし一
個所だけ相違する。それは傍点を付した「達噉物」である。
通例は、

敬白 請諷誦事

三宝衆僧御布施

である。普通には「諷誦」とある所が、この諷誦文では「達嚙物」とある。これによれば、諷誦＝達嚙物ということになるのであるが、達嚙物とは何か。これは前稿にも言及したことであるが、達嚙とは梵語タクシナーの音写で、布施、施物の意である。つまり、この事書は、諷誦とは布施の意であることを明白に示している。

五

以上、二節に亘って四首の文章を読んだが、これを以て、前稿の補足とする。併せてここで述べておきたいことは、四首のうちの三首は諷誦文であったが、そのいずれにも、僧に向かって経典の誦誦を依頼するような文言は書かれていないということである。

これからも私見に対する批判反論があるかもしれないが、それは、この諷誦文のこの文をこう読むので、諷誦文とは僧に誦經を請う文章と規定できるのだ、というようなものであってほしいと思う。第一節に引用した大石氏指摘の「物書次第」の「諷誦ハ仏布施裏物ヲ道師請取状也」という記述は私見の強力な味方であるとは思うが、それでもなお決定的な論拠ではない。それは、この記述の理解自体が誤っているかもしれないからである。論拠となる実際の諷誦文の記述を提示し合うことによって、諷誦文とは何かの議論は深ま

るものと思う。

ここで、先に留保した奥田勲氏の論に触れておこう。それは「善妙寺の尼僧—明行・諷誦文をめぐって—」（『聖心女子大学論叢』第九集、一九九九年）で、諷誦文についてかなりの論及がある。この論文は今成論文も私の前稿も見ることなく書かれたものと思われるが、次のようにいう。

諷誦文とは詳しくは「請諷誦文」と言い、僧に經・諷誦文の読誦を請う文書である。一定の形式があり、布施等を三宝に捧げることを述べ、供養の趣旨を記し、日付と願主の名を添えるのが普通である。であるならば、諷誦文とは「布施等を三宝に捧げることを述べ、供養の趣旨を記し」たものとするのが、最も素直な理解の仕方ではなかろうか。

注

(1) へ で括ったものは原文では割注。

(2) この諷誦文を読むなかでも言及しているが（拙稿「本朝文粹抄一 清慎公の先帝の奉為に諷誦を修する文」『アジア遊学』四一号、二〇〇二年）、諷誦文を考える本稿で改めて述べる。

(3) 拙稿「菅家文草」散文篇の基礎的考察」（『日本歴史』六五二号、二〇〇二年）で述べたが、先の諷誦文と同じくここで改めて述べる。

(4) 「亡考」は「亡息」の誤りである。